

福岡県公報

令和 5 年 10 月 31 日
第 444 号

目 次

告 示 (第685号 - 第694号)

- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の住所 (所在地) の変更 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 4

公 告

- 指定介護療養型医療施設の辞退 (介護保険課) 4
- 令和 4 年度福岡県情報公開条例の運用状況 (県民情報広報課) 5
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (都市計画課) 16
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) 16
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 16
- 一般競争入札の実施 (総務事務厚生課) 18
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 21
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 21

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 21
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 21
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 21
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 22
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 22
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 22

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 22
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 23
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) 23

告 示

福岡県告示第685号

土壤汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を次のとおり指定する。

令和 5 年 10 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定する形質変更時要届出区域
築上郡築上町大字西八田無番地の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号) 第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

福岡県告示第686号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法

律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和5年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
像生163	宗像久能病院	宗像市三郎丸五丁目1-15	R5・9・1
朝倉生80	富田小児科医院	朝倉市甘木760	R5・7・1
粕生418	しろうず脳神経外科	糟屋郡新宮町中央駅前一丁目1-18	R5・10・1
古生歯84	日高歯科医院	古賀市天神五丁目3-1	R5・8・22
行生歯95	ハロー歯科ゆくはし	行橋市東泉五丁目1-13	R5・10・1
春生薬82	きりん薬局	春日市大土居一丁目31-1	R5・9・1
朝倉生薬64	ウエルシアプラス薬局朝倉甘木駅前店	朝倉市甘木1677-1	R5・10・1
福津生訪11	訪問看護ステーションころる	福津市西福間一丁目10-11 恵愛の里A102号	R5・9・1
春生訪19	心芽訪問看護ステーション	春日市岡本三丁目16	R5・10・1
筑紫生訪14	まんぷく訪問看護リハステーション筑紫野	筑紫野市二日市西二丁目1-7 高田店舗4号室	R5・10・1

福岡県告示第687号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和5年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
像生150	宗像久能病院	宗像市三郎丸五丁目1-15	R5・8・31
朝倉生13	富田小児科医院	朝倉市甘木760	R5・6・30
大生315	医療法人徳丸医院	大牟田市大黒町一丁目31-8	R5・8・4
古生歯8	日高歯科	古賀市天神五丁目3-2	R5・8・14
み生歯7	藤田歯科医院	みやま市瀬高町太神1266-3	R5・8・1
宰生薬55	株式会社 大賀薬局 五条2丁目店	太宰府市五条二丁目11-1車屋第一ビル1F	R5・8・31
春生薬37	きりん薬局	春日市大土居一丁目31-1	R5・8・31

福岡県告示第688号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和5年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
粕生372	耳鼻咽喉科 いしづクリニック	みみ・はな・のど きりんクリニック新宮	糟屋郡新宮町三代西二丁目15-23	R5・7・21

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
------	----	------	------	-------

大野生 152	つくし訪問クリニック	大野城市白木原一丁目 4-16 白木原センター ビル 5 F	大野城市山田二丁目 13-38 石川ビル 2 F	R 5・8・21
筑紫生 127	医療法人おたぐろ 耳鼻咽喉科医院	筑紫野市筑紫駅前通一 丁目 7	筑紫野市筑紫駅前 通一丁目 56-1	R 5・8・6
宗遠生 7	ごとう歯科クリニック	遠賀郡水巻町頃末南三 丁目 1-1-101	遠賀郡水巻町下二 西三丁目 1-1	R 5・9・1
宰生薬 44	三日月薬局	太宰府市都府楼南一丁 目 1-28	太宰府市都府楼南 一丁目 1-32-101	R 5・9・17

福岡県告示第689号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 5 年 10 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
直生マ38	本松 稔久（本松鍼灸整骨院）	直方市大字知古771-9	R 5・9・15
春生マ20	石本 善揮（フレアス在宅マッサージ春日施術所）	春日市春日原東町二丁目44-3 アネックス春日原201	R 5・10・1
春生マ21	末廣 優介（フレアス在宅マッサージ春日施術所）	春日市春日原東町二丁目44-3 アネックス春日原201	R 5・10・1
大生柔 106	坂本 健太（たなか整骨院）	大牟田市平原町365-7	R 5・9・1
筑生柔33	隈本 剛（真整骨院）	筑後市大字上北島954-4	R 5・4・1
中生柔50	田代 良太（たしろ接骨院）	中間市大字垣生330-7	R 5・8・1
小生柔56	佐藤 賢人（堺整骨院 小郡院）	小郡市小坂井118-1	R 5・9・4
小生柔57	町田 拓（堺整骨院 小郡院）	小郡市小坂井118-1	R 5・8・30

筑紫生柔 92	山本 翔太（つむぎ整骨院・鍼灸院）	筑紫野市原田六丁目1-9	R 5・8・20
直生はき 35	本松 稔久（本松鍼灸整骨院）	直方市大字知古771-9	R 5・9・15
春生はき 16	末廣 優介（フレアス在宅マッサージ春日施術所）	春日市春日原東町二丁目44-3 アネックス春日原201	R 5・10・1

福岡県告示第690号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 5 年 10 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
大生柔67	上田 健太郎（たなか整骨院）	大牟田市平原町365番地 7	R 5・9・1
小生柔37	須古井 利輝（堺整骨院 小郡院）	小郡市小坂井118-1	R 5・8・10
小生柔41	中田 佑斗（堺整骨院 小郡院）	小郡市小坂井118-1	R 5・9・1

福岡県告示第691号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

住所（所在地）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
京生柔21	與田 雅恒（よだ整骨院） 京都郡菟田町大字南原1612	與田 雅恒（よだ整骨院） 京都郡菟田町京町二丁目14-4	R 1・12・2

福岡県告示第692号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
小介薬43	有限会社杉山薬局	小郡市三沢525-2	R 3・1・1	居管・予居管
小居85	通所介護まどい	小郡市津古字前田1416番地1	R 5・9・1	通介・一号通

福岡県告示第693号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
宮介薬24	本城薬局	宮若市本城678-4	宮若市本城1119	R 5・10・8
飯居242	青い鳥ケアサービス	飯塚市横田875-4	飯塚市横田772番地7-102	R 4・8・31
古居66	ライズトレーニングセンター古賀	古賀市天神一丁目3-14	古賀市天神五丁目10-7	R 5・10・2

福岡県告示第694号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
京居130	医療法人うえだ内科クリニック	築上郡築上町大字椎田903-1	R 5・7・31
み介歯7	藤田歯科医院	みやま市瀬高町太神1266-3	R 5・8・1

公 告

公告

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設から指定の辞退があったので、同法第115条第2号及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとさ

れた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）第2条の規定による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の2の規定により、次のように公告する。

令和5年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	辞退年月日
介護療養型医療施設	4011619287	医療法人 平塚整形外科医院 春日市小倉七丁目8番地	医療法人 平塚整形外科医院	令和5年10月31日

公告

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第39条の規定に基づき、令和4年度における福岡県情報公開条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和5年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

第1 福岡県情報公開条例の運用状況

1 公文書の開示の状況

(1) 開示請求の状況

令和4年度の公文書の開示請求件数は1,747件となっています(図1)。これを開示請求者別に見ると、県内の法人その他の団体が980件、県内に住所を有する個人が415件等となっています(図2)。

また、実施機関別に見ると、知事1,317件、警察本部長182件、教育委員会87件、公社74件等となっています(表1)。

なお、知事に対する開示請求では、最も件数が多かったのは県土整備部の381件(21.8パーセント)、次いで保健医療介護部の243件(13.9パーセント)、農林水産部の172件(9.9パーセント)の順となっており、この3部で全体の約45.6パーセントを占めています。

図1 開示請求件数(平成30年度~令和4年度)

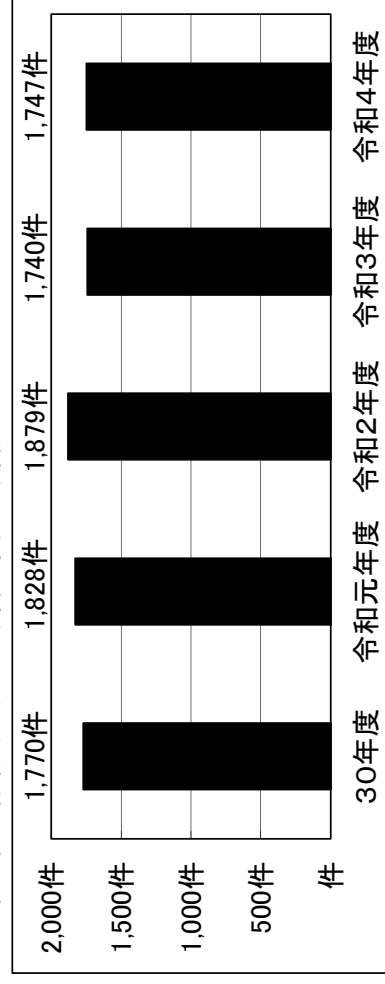


図2 開示請求者別内訳

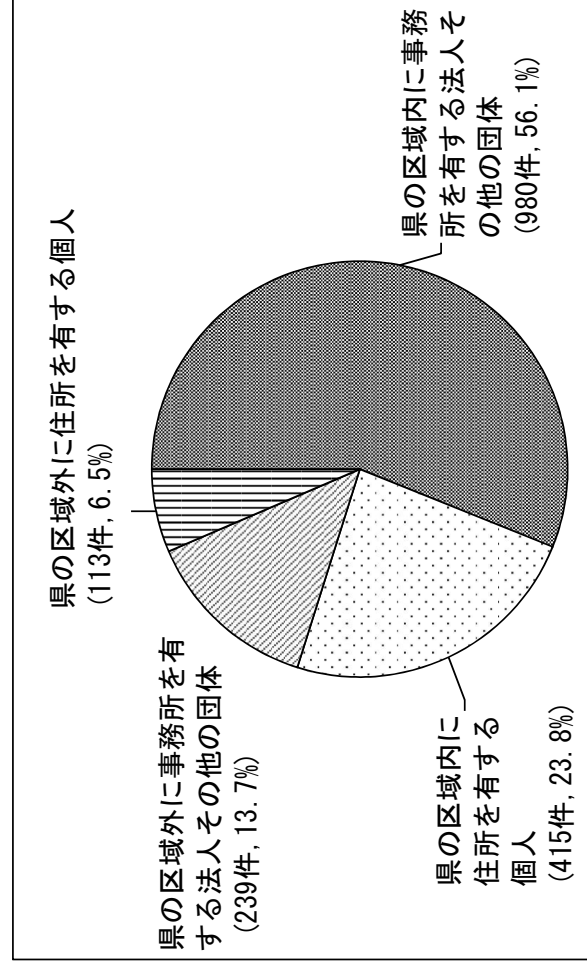


表1 実施機関別開示請求状況

実施機関	請求件数	比率	開示請求の主な内容
総務部、秘書室	72	4.1%	<ul style="list-style-type: none"> 入札等の内容又は結果に関するもの（工事等に係る金入設計書、工事成績評定通知書、一般競争入札に係る総合評価調書等） 医療法人、学校法人及び公益法人の財務諸表 産業廃棄物処理業者に関するもの 道路の区域変更、供用開始等に係る図面 職員の人事又は服務に関するもの
企画・地域振興部	12	0.7%	
人づくり・県民生活部	62	3.6%	
保健医療介護部	243	13.9%	
福祉労働部	39	2.2%	
環境部	121	6.9%	
商工部	47	2.7%	
農林水産部	172	9.9%	
県土整備部	381	21.8%	
建築都市部	168	9.6%	
会計管理局			
小計	1,317	75.4%	
議会	17	1.0%	・政務活動費に関するもの
公営企業の管理者	8	0.5%	・入札等の内容又は結果に関するもの
教育委員会	87	5.0%	・入札等の内容又は結果に関するもの
選挙管理委員会	33	1.9%	・政治資金収支報告書
人事委員会	10	0.6%	・職員採用試験に関するもの
監査委員	4	0.2%	
公安委員会	2	0.1%	
警察本部長	182	10.4%	<ul style="list-style-type: none"> 入札等の内容又は結果に関するもの 職員の人事又は服務に関するもの
労働委員会			
収用委員会			
海区漁業調整委員会			
内水面漁場管理委員会			
地方独立行政法人	13	0.7%	
公社	74	4.2%	・入札等の内容又は結果に関するもの
合計	1,747		

(2) 開示請求に対する決定の状況

開示請求件数1, 747件のうち、実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取下げの件数141件を除いた1, 606件です(表2)。

また、条例第12条第2項の規定による開示決定等の期間延長を行ったものは74件、条例第13条の規定による開示決定等の特例延長を行ったものは11件ありました(表3)。

表2 実施機関別公文書開示決定状況

実施機関	請求件数	決定の状況				取下げ	処理中
		開示	部分開示	非開示	却下 不存在		
総務部、秘書室	72	27	40			5	
企画・地域振興部	12	5	5	1	1	1	
人づくり・県民生活部	62	9	45	5	5	3	
保健医療介護部	243	106	103	17	14	2	15
福祉労働部	39	10	22	3	3	4	
環境部	121	26	85	5	4	5	
商工部	47	24	16	1	1	6	
農林水産部	172	88	50	9	8	25	
県土整備部	381	269	78	9	7	25	
建築都市部	168	78	66	10	7	14	
会計管理局							
小計	1,317	642	510	60	50	2	103
議会	17	1	11	4	4	1	
公営企業の管理者	8	5	2				1
教育委員会	87	22	37	10	7		18
選挙管理委員会	33	6	22				5
人事委員会	10		10				
監査委員	4	1	2	1	1		
公安委員会	2			1			1
警察本部長	182	49	104	19	10		10
労働委員会							
収用委員会							
海区漁業調整委員会							
内水面漁場管理委員会							
地方独立行政法人	13	1	5	7	7		
公社	74	63	9	2	1		
合計	1,747	790	712	104	80	2	139

表3 開示決定等の期間延長・特例延長の状況

実施機関	適用条項	
	第12条第2項	第13条
総務部	4	
企画・地域振興部	1	
人づくり・県民生活部	3	
保健医療介護部	7	2
福祉労働部	2	
環境部	7	3
商工部	2	1
農林水産部	5	
県土整備部	8	
建築都市部	3	
議会		1
教育委員会	11	
選挙管理委員会	1	
人事委員会	1	
監査委員	1	
警察本部長	16	4
地方独立行政法人	2	
合計	74	11

(3) 非開示事由

非開示と部分開示の決定状況について、旧条例第9条第1号から第8号までの主な適用状況を見ると、個人情報（第1号）に該当するものが3件等となっています（表4）。

また、条例第7条第1項の第1号から第8号までの主な適用状況を見ると、個人情報（第1号）に該当するものが512件、事業情報（第2号）に該当するものが348件、行政運営情報（第4号）に該当するものが99件等となっています（表5）。

表4 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日前に作成・取得した公文書）

旧条例第9条第1項各号	適用件数	
	部分開示	非開示
第1号 個人情報 報	3	
第2号 事業情報 報	1	
計	4	

表5 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日以降に作成・取得した公文書）

条例第7条第1項各号	適用件数	
	部分開示	非開示
第1号 個人情報 報	495	17
第2号 事業情報 報	341	7
第3号 審議・検討等情報 報	14	2
第4号 行政運営情報 報	98	1
第5号 任意提供情報 報	4	4
第6号 捜査等情報 報	23	1
第7号 法令情報 報	3	
第8号 議員個人・会派情報 報	5	
計	983	28

注1 重複適用があるため、表2の件数と一致しません。

注2 不存在は除いています。

2 審査請求の状況

公文書の開示請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、審査請求を行うことができます。

令和4年度は、審査請求が18件ありました（表6）。

表6 審査請求の状況

（令和5年9月1日現在）

審査案件	実施機関	審査請求年月日	情報公開審査会		実施機関の裁決	
			諮問年月日	答申年月日	年月日	内容
(公財)福岡県教育文化奨学財団の評議員等の職業情報に関する文書の公文書非開示決定処分に対する審査請求	教育委員会	R4.4.15	R4.5.30	—	—	—
(公財)福岡県教育文化奨学財団の役員等名簿に関する文書の公文書部分開示決定処分に対する審査請求	教育委員会	R4.4.15	R4.5.30	—	—	—
生徒が設立した株式会社への定款に関する公文書部分開示決定に対する審査請求	教育委員会	R4.4.23	R4.6.6	R5.7.31	R5.8.30	一部認容
ワルヘルス・地方分権調査特別委員会の参加職員等に関する文書の公文書非開示決定処分に対する審査請求	議会	R4.5.7	—	—	—	—
九州各県監査委員協議会の議事録等に関する文書の公文書部分開示決定処分に対する審査請求	監査委員事務局	R4.5.7	—	—	R4.6.17	取下げ
福岡県総合教育会議の参加職員名に関する文書の公文書開示決定処分に対する審査請求	知事	R4.5.12	—	—	R4.6.30	取下げ
精神科病院の事故報告書等の公文書非開示決定処分に対する審査請求	知事	R4.6.20	R4.8.24	R5.7.31	—	—
医療機関の開設計可申請書及び監督・指導に関する公文書の非開示決定処分に対する審査請求	知事	R4.6.20	R4.9.28	R5.7.31	—	—
違反建築物の調査に関する文書等の公文書非開示決定処分に対する審査請求	知事	R4.7.25	R4.12.23	—	—	—
多面的機能支払交付金に係る会議の記録に関する文書の公文書非開示決定処分に対する審査請求	知事	R4.8.22	—	—	R4.9.26	取下げ
筑後広域公園のドッグランに係る文書の公文書非開示決定処分に対する審査請求	知事	R4.11.8	—	—	R4.11.15	取下げ
福岡県警察における特定の人物に係る文書の公文書非開示決定処分に対する審査請求	公安委員会	R4.12.31	R5.4.6	—	—	—
特定の職員の職員調書に関する公文書部分開示決定処分に対する審査請求	教育委員会	R5.1.1	R5.2.9	—	—	—
福岡県環境審議会温泉部会の議事録に関する公文書部分開示決定処分に対する審査請求	知事	R5.2.13	—	—	—	—

審査案件	実施機関	審査請求年月日	情報公開審査会		実施機関の裁決
			審問年月日	答申年月日	
女性専用留置場及び女性集中留置場の設置に関する公文書部分開示決定処分に対する審査請求	公安委員会	R5. 2. 28	R5. 8. 24	—	—
職員に対する不適切な言動の記録に関する公文書開示請求に係る不作為に対する審査請求	知事	R5. 3. 10	—	R5. 4. 14	取下げ
特定の職員の職員調書に関する公文書部分開示決定処分に対する審査請求	教育委員会	R5. 3. 15	R5. 4. 18	—	—
砂防設でイノシシが脱出不能となったことに関する文書の公文書部分開示決定取消処分及び公文書部分開示決定処分に対する審査請求	知事	R5. 3. 19	R5. 6. 8	—	—

3 福岡県情報公開審査会

情報公開審査会は、実施機関からの諮問事項の調査、答申、建議等を行うため、条例第2

4条の規定に基づき知事の附属機関として設置されています。

(1) 福岡県情報公開審査会の開催状況

令和4年度の審査会の開催状況は、次のとおりです（表7）。

表7 審査会の開催状況

開催日	開催に付した事案の件名	進行状況
第18期 第18回 審査会 R4. 5. 30	会議に付した事案の件名 (1)県内公立学校の体罰事故報告書に関する公文書部分開示決定処分に対する審査請求 (2)個人情報保護に関する法律の改正等に伴う対応について	答申案 概要報告
第18期 第19回 審査会 R4. 6. 27	(1)精神医療分野の委託事業予算に関する文書の非開示決定処分に対する審査請求 (2)個人情報保護に関する法律の改正等に伴う対応について	答申案 意見交換
第18期 第20回 審査会 R4. 7. 25	(1)新型コロナウイルス感染症の陽性者に関する文書の非開示決定処分に対する審査請求 (2)個人情報保護に関する法律の改正等に伴う対応について	答申案骨子 答申案
第18期 第21回 審査会 R4. 8. 22	(1)新型コロナウイルス感染症の陽性者に関する文書の非開示決定処分に対する審査請求	答申案
第19期 第1回 審査会 R4. 9. 28	(1)医療保護入院制度の実施基準に係る公文書非開示決定処分に対する審査請求 (2)県立図書館における書籍の書庫入れに関する文書の公文書開示決定処分及び非開示決定処分に対する審査請求	概要説明 概要説明
第19期 第2回 審査会 R4. 10. 24	(1)医療保護入院制度の実施基準に係る公文書非開示決定処分に対する審査請求 (2)県立図書館における書籍の書庫入れに関する文書の公文書開示決定処分及び非開示決定処分に対する審査請求	口頭意見陳述 口頭意見陳述
第19期 第3回 審査会 R4. 11. 30	(1)地方職員共済組合の監査書類に関する公文書非開示決定処分に対する審査請求 (2)医療保護入院制度の実施基準に係る公文書非開示決定処分に対する審査請求	概要説明及び 論点整理 論点整理
第19期 第4回 審査会 R4. 12. 26	(1)地方職員共済組合の監査書類に関する公文書非開示決定処分に対する審査請求 (2)精神科病院の事故報告書等の公文書非開示決定処分に対する審査請求 (3)医療機関の開設許可申請書及び監督・指導に関する公文書の非開示決定処分に対する審査請求	答申案 概要説明 概要説明

開催日	会議に付した事案の件名	進行状況
第19期 第5回 審査会 R5. 1. 23	(1)県民情報広報課における残業時間が分かる文書に関する公文書開示決定処分に対する審査請求	概要説明及び 論点整理
第19期 第6回 審査会 R5. 2. 27	(1)県民情報広報課における残業時間が分かる文書に関する公文書開示決定処分に対する審査請求	答申案
第19期 第7回 審査会 R5. 3. 27	(1)医療保護入院制度の実施基準に係る公文書非開示決定処分に対する審査請求	論点整理
	(2)県立図書館における書籍の書庫入れに関する文書の公文書開示決定処分及び非開示決定処分に対する審査請求	論点整理
	(3)生徒が設立した株式会社への定款に関する公文書部分開示決定に対する審査請求	概要説明

(2) 諮問及び答申

令和4年度は、審査請求事案に係る諮問が7件あり、現在審査を行っています。また、過年度から審査を継続していた事案について、5件の答申がなされました。

(3) 福岡県情報公開審査会委員

福岡県情報公開審査会の委員（第19期）は、次のとおりです（表8）。委員の任期は2年となっています。

表8 福岡県情報公開審査会委員名簿（五十音順、現職名は令和5年4月1日現在）

氏名	現職名	役職名	任期
相澤 直子	久留米大学法学部准教授		令和4年9月1日 ～ 令和6年8月31日
石森 久広	西南学院大学法学部教授	会長職務 代理者	
一瀬 悦朗	弁護士	会長	
谷口 美香	公認会計士		
森 咲子	(株) 咲ら化粧品代表取締役		
柳井 圭子	日本赤十字九州国際看護大学教授		
山口 雅司	弁護士		

4 出資法人の情報公開の状況

条例第37条第1項の規定により実施機関が定める出資法人が行う情報公開の状況は、次のとおりです（表9）。

なお、令和4年度は、出資法人が行った開示決定等に対する審査請求はありませんでした。

表9 出資法人が保有する文書の開示申出の状況

開示申出の件数	決定の状況			取下げ
	開示	部分開示	非開示	
6	5	1	0	0

5 指定管理者の情報公開の状況

条例第37条の2第1項の規定により県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（実施機関が定める出資法人である者を除く。）が行う情報公開の状況は、次のとおりです（表10）。

なお、令和4年度は、指定管理者が行った開示決定等に対する審査請求はありませんでした。

表10 指定管理者が保有する文書の開示申出の状況

開示申出の件数	決定の状況			取下げ
	開示	部分開示	非開示	
5	4	1	0	0

6 県民情報センター及び地区県民情報コーナーの状況

(1) 配架資料

県民情報センターと地区県民情報コーナーでは、行政資料を配架し、閲覧、複写、貸出し等のサービスを提供しています（表11）。

表11 各分野別配架数

	センター	コーナー	センター	コーナー
総記	165冊	48冊	余暇・スポーツ	8冊
自然・土地・人口	83冊	18冊	安全	65冊
行政	705冊	281冊	環境保全	148冊
政治	222冊	64冊	労働	56冊
経済	62冊	25冊	運輸・通信	28冊
財政	220冊	55冊	農林・水産	295冊
健康・医療	230冊	89冊	商工	66冊
福祉・人権	184冊	57冊	建設	193冊
教育	164冊	57冊	エネルギー	32冊
生活・文化	256冊	48冊	資料一般	40冊

【主な配架資料】

- ・福岡県総合計画
- ・福岡県第10期分別収集促進計画
- ・福岡県自殺対策計画（第2期）
- ・福岡県ギャンブル等依存症対策推進計画
- ・わたしたちの生活と税
- ・福岡県地価調査価格要覧
- ・企業と人権－公正な採用選考－

(2) 利用状況

令和4年度の県民情報センター及び地区県民情報コーナーの利用状況は次のとおりです（表12）。

表12 利用状況（平成4年4月1日～令和5年3月31日）

区分	利用者（人）	写しの交付（枚）	資料の貸出（冊）
県民情報センター	9,370	22,116	23
地区県民情報コーナー	北九州	396	5,396
	筑後	1,692	9,256
	筑豊	1,859	4,658
	京築	1,041	2,657
計	14,358	44,083	25

(3) 行政資料の有償頒布制度

情報提供の充実を図るため、県民の皆さんの要望の高い行政資料を有償で頒布しています。令和4年度の有償刊行物は次のとおりです（表13）。

表13 有償刊行物一覧

行政資料名	頒布価格	編集課
郷土のものがたり	500円	総務部県民情報広報課
郷土のものがたり その2	700円	総務部県民情報広報課
福岡県職員倫理条例・規則の手引	150円	総務部人事課
遠賀川水系の自然 - 自然観察ガイドシリーズ4 -	100円	環境部自然環境課
四王寺山をみに行こう - 里地・里山ふれあいガイドシリーズ1 -	150円	環境部自然環境課
城山連山を楽しもう - 里地・里山ふれあいガイドシリーズ2 -	150円	環境部自然環境課
古処山麓の自然を訪ねよう - 里地・里山ふれあいガイドシリーズ3 -	250円	環境部自然環境課
矢部川中流域の自然をみよう - 里地・里山ふれあいガイドシリーズ4 -	150円	環境部自然環境課
北九州西部の自然を楽しもう - 里地・里山ふれあいガイドシリーズ5 -	100円	環境部自然環境課
糸島の自然を訪ねよう - 里地・里山ふれあいガイドシリーズ6 -	100円	環境部自然環境課
筑豊中南部の自然を訪ねよう - 里地・里山ふれあいガイドシリーズ7 -	100円	環境部自然環境課
福岡県の賃金事情（令和元年度）	350円	福祉労働部労働局 労働政策課
福岡県職員録（令和3年度）	900円	総務部人事課
福岡県職員録（令和4年度）	900円	総務部人事課
教育便覧（令和3年度）	300円	教育庁教育総務部 総務企画課
教育便覧（令和4年度）	350円	教育庁教育総務部 総務企画課
若い教師のための教育実践の手引 （令和3年度版）	700円	教育庁教育振興部 義務教育課
若い教師のための教育実践の手引 （令和4年度版）	750円	教育庁教育振興部 義務教育課

公告

「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準の一部改正案」について、次のとおり意見を募集します。

令和5年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和5年11月1日から令和5年12月1日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部都市計画課に備え置きます。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により広告する。

令和5年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和5年10月19日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
竹下産業株式会社	柳川市本町68-4	竹下 政敏	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（

昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。"

(2) 停止期間

令和5年11月3日から令和5年11月6日までの4日間

4 処分の原因となった事実

竹下産業株式会社は、令和3年から令和4年にかけて、県内の民間発注工事12件において、建設業の許可を得ずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反する行為であり、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

複写サービスに係る単価契約（知事・教育）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理

人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和 5 年 11 月 15 日 (水曜日) までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知 (郵送) する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 7 年 9 月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 7 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5 年 10 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

複写サービスに係る単価契約 (知事・教育)

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和 6 年 2 月下旬 (予定) から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格 (令和 4 年 4 月福岡県告示第 371 号) に定める資格を得ている者 (令和 5 年度競争入札参加資格者名簿 (物品) 登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和 5 年 12 月 14 日 (木曜日) 現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	A A
01	02	事務機器	A A
05	02	電気通信機器	A A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

- (4) 電子入札による場合は、令和5年11月16日（木曜日）15時00分までに電子入札システムによる入札参加申請を行い、入札参加の確認を受けた者
- (5) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する機能証明書及び保守サービス拠点一覧を総務事務厚生課調達班に令和5年11月27日（月曜日）15時00分までに提出して確認を受けた者
- ・機能証明書及び保守サービス拠点一覧の提出場所及び問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
（FAX）092-643-3109
- なお、提出した機能証明書及び保守サービス拠点一覧について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (7) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
（FAX）092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
令和5年10月31日（火曜日）から令和5年11月27日（月曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、9時00分から17時00分まで（最終日は15時00分まで）5の部局で交付する。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和5年12月14日（木曜日）16時00分
- (3) 提出方法
電子入札による提出。ただし、紙入札による場合は、持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号 南棟地下1階
福岡県総務部総務事務厚生課入札室
- (2) 日時
令和5年12月15日（金曜日）14時00分
※紙入札者は令和5年12月15日（金曜日）13時45分までに集合すること。
- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札（電子入札書と紙入札書を同一電子入札案件において提出したときを含む。ただし、システム障害により福岡県の同意を得て、やむを得ず電子入札書と紙入札書を同一案件において提出した場合を除く。）
- (4) 所定の場所（福岡県の電子入札システムのサーバを含む。）及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名（電子入札書の場合は電子署名）がなく、入札者が判明できない入札（電子入札システムの不正使用又は電子証明書の不正使用により入札した場合を含む。）
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札（ICカード失効等により開札時に入札書が判読できない場合を含む。）
- (8) 入札書内訳書に記載漏れがある入札
- (9) くじ番号の記載がない入札

(10) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(11) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子くじにより落札者を決定するものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
The unit-price contract concerning copy service
- (2) Time Limit of Tender
4:00 P. M. on December 14, 2023
- (3) Contact Point for the Notice: General Affairs and Welfare Division, General

Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku,
Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
T E L 092 - 643 - 3092

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市潤三丁目374番1、374番4の一部、374番5、375番1及び1001番の一部
 - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市潤三丁目16番1
古家 秀俊
-

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町今福字城の下644番1及び645番1並びに字中牟田766番、767番、768番1、768番2、768番6及び1312番2
 - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
みやま市高田町濃施634番地
株式会社河建
代表取締役 河野 秀敏
-

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市米生町一丁目5番1から5番5まで、6番1、6番2、10番1、10番4から10番10まで、10番17から10番19まで、18番7及び18番8並びにこれら区域内の道路である市有地の一部
 - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大牟田市日出町三丁目46番1号
スマイルホーム株式会社
代表取締役 今村 成剛
-

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字迎畑368番5、368番8から368番11まで及び368番15から368番17まで
 - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久留米市東櫛原町2843番地1 - 302号
古賀 光
-

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により春日市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和5年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画公園（令和5年9月28日春日市告示第195号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により春日市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和5年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画公園（令和5年9月28日春日市告示第196号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により春日市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和5年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画公園（令和5年9月28日春日市告示第197号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により春日市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和5年10月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画公園（令和5年9月28日春日市告示第198号）

公安委員会

福岡県公安委員会告示第257号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和5年10月31日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和5年12月21日（木） 午前10時00分から午後5時30分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取

扱読本」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第258号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和5年10月31日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和5年12月6日（水） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市西区今宿西一丁目14番10号 西警察署 会議室	西警察署
令和5年12月11日（月） 午後1時30分～午後4時30分	嘉麻市大隈町1228番地1 嘉穂生涯学習センター 夢サイトかほ 大研修室	嘉麻警察署
令和5年12月17日（日） 午前10時00分～午後1時00分	うきは市吉井町343番地3 うきは警察署 会議室	うきは警察署
令和5年12月22日（金） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区光明一丁目6番6号 折尾警察署 会議室	折尾警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第259号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和5年10月31日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和6年1月11日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和6年1月11日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。

- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。